

使用者募集（返還墓所）のご案内

大阪北摂霊園では下記のとおり返還墓所の使用者を募集いたします。
この「ご案内」をよくお読みになり、現地をよくご覧になったうえでお申込みください。

- 申込みできる方 現在及び将来にわたり祭祀を主宰される方。
申込み墓所数は1世帯につき1墓所とします。
(当霊園をすでに使用されている方はお申込みできません。)
- 申込み方法 ご案内及び「大阪北摂霊園使用上のきまり」をよくご覧になり、
大阪北摂霊園墓所使用申込書に記入押印のうえ、お申込みください。
※郵送あるいは電話によるお申込みはできません。
なお、お申込み書類はお返しできませんのでご了承ください。
- 募集墓所 平成23年10月・11月に返還された墓所 区画
- 使用料等 永代使用料のほか、短期管理料(5年分)もしくは長期管理料(20年分)
などが必要です。
詳しくは、価格表及び一覧表をご覧ください。
- 現地案内 平成24年1月20日(金)から平成24年1月29日(日)まで
- 申込受付 平成24年1月27日(金)・28日(土) 午前10時から午後4時まで
平成24年1月29日(日)は午前10時から午後3時まで
- 受付場所 ・大阪北摂霊園事務所 ☎072-739-0291
- 決定方法 ・同一墓所に複数のお申込みがあった場合には、墓所毎に公開抽選のうえ
当選者及び補欠者(補欠順位あり)を決定します。
・お申込み者がお一人の場合は、無抽選で使用者と決定いたします。
- 抽選日 平成24年1月29日(日)の午後3時30分から、
大阪北摂霊園事務所で公開抽選を行います。
- 抽選発表 抽選結果は抽選会場に掲示するとともに、お申込み者全員の方に
郵送にてお知らせいたします。
なお、お電話による抽選結果のお問い合わせにはお答えできませんので
ご了承ください。

当選もしくは無抽選にて使用者に決定された方には、

使用許可申請書及び使用料等納入通知書を郵送いたしますので、申請期間内に必ず手続きを完了してください。使用許可申請の手続きについては裏面をご覧ください。

当選もしくは無抽選にて使用者に決定された方へ

■使用許可申請手続きのご案内■

- ◆使用料等の納入 使用料及び管理料等の「納入通知書(兼)領収証書」にて、必ず納入期限までに郵便局で一括して払込を行ってください。(払込手数料はかかりません。)
- ◆申請の期間
- (1) 受付期間
平成24年2月6日(月)から平成24年2月17日(金)まで
 - (2) 受付時間
午前9時から午後4時まで
 - (3) 受付場所
 - ・大阪北摂霊園管理事務所 ☎072-739-0291
 - ・大阪府タウン管理財団 千里事業本部
霊園管理室 ☎06-6871-0577 (土、日、祝は除きます。)
- ◆必要書類
- (1) 使用許可申請書(申請書には印鑑登録証明書の印鑑を押印願います。)
 - (2) 住民票(本籍地記載)又は外国人登録済証明書 1通(3ヵ月以内のもの)
 - (3) 印鑑登録証明書 1通(3ヵ月以内のもの)
 - (4) 使用料及び管理料等 払込金受領証
 - (5) 使用申込書(控)
 - (6) 認印
- ◆使用許可証の発行 受付期間内に必要書類をご持参のうえ、必ず申請手続きをしてください。墓所の使用を許可したことの証として「大阪北摂霊園使用許可証」を発行いたします。
なお、期間内に申請がない場合はご辞退されたものとして取り扱いいたします。

補欠者の方へ

補欠者の方は、当選者が辞退もしくは申請期間中に使用許可の申請を行わなかった場合、補欠順位に従って「繰上げ当選」となります。

繰上げ当選された場合は、お電話でご連絡させていただきます。

なお、補欠者としての効力は、当選者(または上位補欠者)の方が使用許可を受けた時点で、失効となります。その際には、補欠者の方に書面にてお知らせします。

大阪北摂霊園使用上のきまり【大阪北摂霊園使用規程の要旨】

霊園の維持管理上、墓所使用についての条件や制限を定めていますので、ご承知ください。

□使用の制限

霊園の諸施設は、祭祀、工事等のため許可を受けて臨時に使用する場合はほか、その本来の目的以外には使用できません。

□埋蔵物の制限

墓所には、焼骨及びこれに準ずるもの以外は埋蔵することができません。
(犬等動物は埋蔵できません。)

□使用場所の制限

墓所の使用は1世帯につき1墓所です。

□使用許可証

- (1) 墓所の使用を許可したことの証として『大阪北摂霊園使用許可証』を交付いたします。
- (2) 『大阪北摂霊園使用許可証』は、承継等の手続きはもちろん、墓碑の建立、遺骨の埋蔵などの諸手続きに必要ですので大切に保管してください。

□永代使用料

永代使用料とは、墓所を永代に使用していただくために納付していただくものです。

□管理料

- (1) 管理料とは、霊園全体の清掃、園路その他、施設の補修維持管理に要する費用に充てるものです。
したがって、個々の墓所内の維持管理に要する費用ではありません。
なお、管理料の額は、物価の変動等諸般の事由により改正することがあります。
- (2) 管理料には、短期管理料(5年分前納)と長期管理料(20年分前納)の2種類があり、使用申込み時にどちらかを選択していただきます。
- (3) 2回目以降の管理料は、期限が切れる年度にご請求させていただきます。
その際の管理料については、期限が切れる年度の額が適用されます。

□墓碑(巻石)

使用場所の区画を明らかにするため、許可を受けた日から3年以内に巻石を設置していただきます。(芝生墓所は除きます。)

□使用許可の取消

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (2) 許可を受けた日から3年以内に巻石の設備工事を施工しないとき。
- (3) 2年間管理料を納めないとき。
- (4) 使用者が使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) その他法令又は「大阪北摂霊園使用規程」に違反したとき。

□使用権の消滅

使用者が次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡した日から起算し、5年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。
- (2) 使用者が住所不明となり、7年を経過しても祭祀を主宰する者がいないとき。

□使用権の承継

使用権は、使用者が死亡その他の事由により、使用許可を受けた者に代わって祭祀を主宰する者が承認を受けて承継することができます。

□墓所の返還

- (1) 使用墓所が不用になったときは、原状に復した上で返還していただきます。
- (2) 使用墓所を返還された場合、次のとおり既納の使用料を還付します。
未使用…使用料の2/3の額（石碑、墓標、礼拝施設を設けてない場合）
既使用…使用料の1/3の額
- (3) 管理料は既納の管理料のうち未経過の期間（ただし、経過期間が1年未満は1年とします）分を還付します。

□墓碑等を設置する場合の設備制限

- (1) 墓石、巻石等を設置する場合、次ページのとおり設備制限を設けています。
- (2) 墓石、巻石等を設置される場合、施工1週間前に必ず管理事務所へ届け出て承認を受けてください。

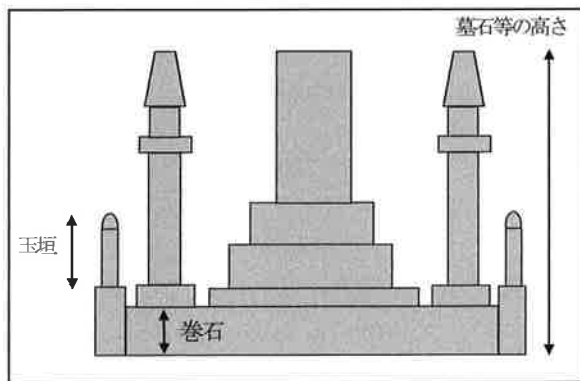
墓碑等を設置する場合の設備制限

| 種 別 | | 一般墓所・階段墓所 | | | | | 芝生墓所 | | |
|------------------|----------------------|---|------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 区 分 | 面 積 | 3 m ² 以内 | 4 m ² 以内 | 6 m ² 以内 | 12 m ² 以内 | 30 m ² 以内 | 4 m ² 以内 | 6 m ² 以内 | 12 m ² 以内 |
| | 墓石及び これに類 する設備 | 高 さ | 1.70m 以内 | 1.70m 以内 | 2.00m 以内 | 2.50m 以内 | 3.00m 以内 | 0.70m 以内 | 0.80m 以内 |
| 幅 | | — | — | — | — | — | 0.60m 以内 | 1.10m 以内 | 1.10m 以内 |
| 奥行 | | — | — | — | — | — | 0.45m 以内 (墓石のみ) | 0.90m 以内 | 0.90m 以内 |
| 地上に 設ける 墓石 | 面 積 建ぺい率 | 25% 以内 | 20% 以内 | 20% 以内 | 20% 以内 | 20% 以内 | — | — | — |
| | 境界と の距離 | 0.20m 以上 | 0.30m 以上 | 0.30m 以上 | 0.30m 以上 | 0.30m 以上 | — | — | — |
| 盛土・巻石の高さ | | 0.25m 以内 | 0.25m 以内 | 0.30m 以内 | 0.45m 以内 | 0.60m 以内 | — | — | — |
| 玉 垣 | | 0.45m 以内 | 0.45m 以内 | 0.45m 以内 | 0.45m 以内 | 0.45m 以内 | — | — | — |
| 植栽の高さ (生垣を含む) | | 1.50m以内 高さは、常に定められた範囲内に整形できる樹種を選び、 隣地又は通路に支障をきたさないようにして下さい。 | | | | | — | — | — |

(注) 1.巻石を設置する場合は、境界から 1cm 以上間隔をあけてください。

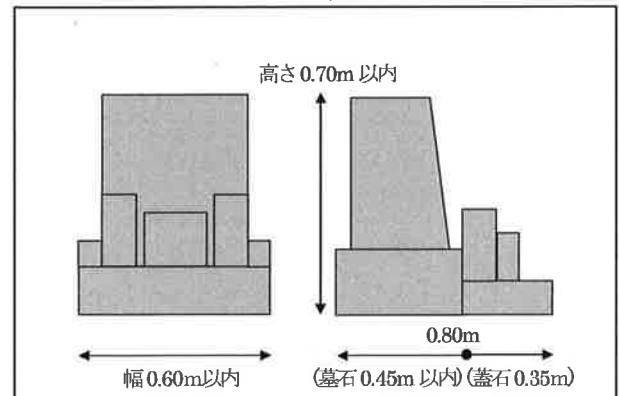
2.石碑を建立する場合は、使用許可を受けた使用者の氏名を必ず墓石に刻字してください。

一般・階段墓所の例示



※建ぺい率の基準を設けていますので、事前にご相談ください。

芝生 4 m²墓所の例示



※芝生 6 m²墓所については、現地管理事務所へお問い合わせください。

【墓碑等の施工業者について】

当霊園では、墓碑等を建てる業者について「登録制度」を採用しています。

使用者が墓碑等を建立される場合は、原則として登録を受けた施工業者(大阪府下に本支店のある約 200 社)の中から選んでください。なお、墓碑建立等については、(財)大阪北摂霊園協会の墓碑相談カウンター(Tel.072-739-0195・2195)へお気軽にお問い合わせください。

募集墓所一覧（平成24年1月27～29日受付分） [H23年10月・11月返還墓所]

| 種別 | 面積 (㎡) | 区 | 番 | 列 | 号 | 位置 | 状態 | 永代使用料 | 管理料 | | 芝生：カロート料 一般：巻石料 |
|----|-----------|----|---|----|----|----|----|-----------|---------|---------|--------------------|
| | | | | | | | | | 短期(5年) | 長期(20年) | |
| 芝生 | 4 | 11 | 2 | 15 | 15 | 中 | 未 | 1,400,000 | 58,800 | 235,200 | 52,500 |
| 一般 | 3 | 8 | 7 | 8 | 14 | 中 | 未 | 999,000 | 31,500 | 126,000 | - |
| | 4 | 2 | 6 | 13 | 28 | 中 | 既 | 1,572,000 | 42,000 | 168,000 | - |
| | | 3 | 6 | 7 | 7 | 中 | 未 | 1,620,000 | 42,000 | 168,000 | - |
| | | 3 | 7 | 24 | 2 | 中 | 既 | 1,524,000 | 42,000 | 168,000 | - |
| | 6 | 2 | 3 | 11 | 22 | 中 | 未 | 2,544,000 | 63,000 | 252,000 | - |
| | 12 | 2 | 2 | 8 | 16 | 中 | 既 | 4,992,000 | 126,000 | 504,000 | - |
| | | 11 | 9 | 1 | 6 | 中 | 未 | 4,944,000 | 126,000 | 504,000 | - |
| 階段 | 2 | 5 | 3 | 7 | 28 | 次 | 未 | 460,000 | 21,000 | 84,000 | - |
| | 4 | 5 | 2 | 1 | 14 | 中 | 既 | 852,000 | 42,000 | 168,000 | - |
| | | 7 | 6 | 2 | 26 | 中 | 未 | 876,000 | 42,000 | 168,000 | - |
| | | 8 | 2 | 3 | 5 | 中 | 既 | 876,000 | 42,000 | 168,000 | - |
| | | 8 | 5 | 1 | 35 | 中 | 既 | 828,000 | 42,000 | 168,000 | - |

※ 状態の「既」は過去に石碑建立のあった墓所です。「未」は過去に石碑建立はしていません。

※ 位置の「角」は角地のことで、両端の位置を表しています。「次」は次地のことで両端から2番目の位置、「中」は中地のことで、3番目以降の位置を表しています。

| | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|----|----|
| (配置例) | 角地 | 次地 | 中地 | 中地 | 次地 | 角地 |
|-------|----|----|----|----|----|----|